

○和泉市営住宅運営審議会規則

平成 2 年 3 月 30 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[和泉市附属機関に関する条例\(昭和 32 年和泉市条例第 43 号\)第 2 条](#)の規定に基づき、和泉市営住宅運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申するものとする。

- (1) 住宅建設計画に関する事項
- (2) 家賃に関する事項
- (3) その他、会長が特に必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公的住宅事業に関係ある者
- (4) 公募による市民

(平 29 規則 41・追加)

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項についての議事に参与する。

3 臨時委員は、市長がその案件に必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項についての審議が終了したときは、解任されるものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然失職するものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市営住宅担当部署において処理する。

(平 13 規則 28・平 29 規則 41・一部改正)

(細目)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。